

財務省告示第四百四十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平

成十八年十一月二十七日に発行する利付国債の発

行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年十一月二十四日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記 利付国庫債券（五年）（第六十

二 発行の根拠 平成十八年度における財政運営

の法律及びそ のための公債の発行の特例等に

十一号）法律（平成十八年法律第

整理基金特別会計法（明治三十

九年法律第六号）第五条第一項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

用等 成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 日本郵政公社による国債の募集

の取扱い及び取得による発行

五 発行額 額面金額で四百億円

うち、平成十八年度における財

政運営のための公債の発行の特

例等に関する法律第二条第一項

の規定に基づき発行する利付国

債に ついては、額面金額で二百

八十九億七千九百七十万、国

債の整理基金特別会計法第五条第

一項の規定に基づき発行する利

付国債につきは、額面金額で

六	七	八	九	十	十	十
払込金額	最低額面金額	振替単位	発行日	集の価格	利率	経過利子の

百十億二千三十万円  
 四百億二千八百万円  
 五万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

平成十八年十一月二十七日

額面金額百円につき百円七銭

年一・二パーセント

(一) 日本郵政公社総裁は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 12}{100} \times \frac{68}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人に当該非居住者又は外国法人

十三 初期利子

人が適用を受けける所得税の  
税率を乗じた金額を控除す  
ることが出来る。  
平成十九年三月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1}{2} \times 1$$

十四 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する  
利子を支払う。

十五 償還金額

平成二十三年九月二十日  
額面金額百円につき百円

十六 元金支

日本銀行

十七 払場所

平成十八年十一月十七日から平

十八 募集期間

平成十八年十一月二十七日まで

十九 払込期日

平成十八年十一月二十七日